平成２２年（フ）第４１６号
神奈川県平塚市纏649番地の２
債務者　加藤　　明
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４３１号
神奈川県秦野市渋沢1457番地
債務者　小松　養一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４２号
神奈川県小田原市蓮正寺528番地市営螢田住宅４号棟105号室
債務者　石田　　正
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４６号
神奈川県愛甲郡愛川町春日台５丁目７番地の２　ハイム西村102
債務者　小川　静子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４４９号
神奈川県平塚市黒部丘３番20―104号　レオパレスジュネス黒部丘
債務者　野々口純一
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４５２号
神奈川県秦野市上今川町２番６号　ビューコーポ101号
債務者　小林　由紀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７５号
新潟県新発田市西園町２丁目５番26号
債務者　埴田　　裕
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第７８号
新潟県村上市金屋2139番地２
債務者　小池さとみ
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第８１号
新潟県村上市羽黒口８番20号
債務者　須藤イト子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（フ）第２３８号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅８棟407号
債務者　原　登代子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２７２号
愛知県岩倉市中野町中野133番地　マンションアミエ102号
債務者　梶浦　末宏
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６３号
兵庫県加東市黒谷1197―695、住民票上の住所兵庫県三田市加茂449番地21
債務者　岡林　一也
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第６４号
兵庫県西脇市谷町108番地の３　県営住宅４―505号
債務者　藤原　雅樹
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１１８号
山口県山陽小野田市新有帆町20番19―５号市営住宅19棟５号
債務者　兼下　英樹
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第２４号
香川県三豊市財田町財田上3458番地
債務者　奥下　久子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２６号
香川県観音寺市南町１丁目11番49―204号
債務者　安藤真理子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第２８号
香川県観音寺市豊浜町姫浜1325番地
債務者　川田　健治
1　決定年月日時　平成22年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２２年（フ）第１９０号
茨城県土浦市中高津２丁目16番33号
債務者　阿南　浩子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係